

金型・金型部品の原産地規則 日本タイ経済連携協定の場合

関税分類変更基準:

第8401.10号から第8480.79号までの各号の産品への当該各号が属する
項以外の項の材料からの変更

または、

付加価値基準:

原産資格割合が40%以上であること(第8401.10号から第8480.79号までの
各号への関税分類の変更を必要としない)